

公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明であるから、
地方税法第 20 条の 2 の規定によって告示します。

なお、下記の書類は北中城村長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付します。

令和9年9月15日

北中城村長 比 嘉 孝 則



書類 発付年月日	送達する書類	送達を受けるべき者
R8.8.14	執行停止通知書	学生情報沖縄 株式会社

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、この書類の告示を始めた日から起算して7日を経過したときは
なされます。